

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成26年度第2回高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成26年12月24日（水） 午後1時～午後2時20分
開 催 場 所	市役所 4階会議室
議 題	(1) 審議（基本方針の確認） 議員報酬、市長及び副市長の給料並びに政務活動費の額について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	7人 松本修二（会長）、與田康子（職務代理者）、石田雄士、植松瀧子、高塚順子、前田峻司、山田径男
傍 聴 者	なし
担 当 課 及 連 絡 先	総務課    (Tel 839-2181)

### 【経過及び結果】

#### 1 追加資料の説明

第1回審議会において委員から要請のあった「四国4市財政状況推移」等追加資料について事務局から説明を行った。

#### 2 市長・副市長の給料の額、議員報酬の額並びに政務活動費の額について審議を行い、次のとおり意見が集約された。

##### (1) 市長・副市長の給料の額

据置き

##### (2) 議員報酬の額

据置き

##### (3) 政務活動費の額

据置き

### 【主な質疑応答】

#### ○市長・副市長の給料の額及び議員報酬の額について

委員) 前回の審議会の中で、市長、副市長の給料については、本市の健全な財政運営と市政発展に対する貢献を考慮の上判断すべきだという意見や、市長、副市長が常勤であることに鑑み仕事に対する対価として給料の額を判断すべきだという意見が出た。この観点から追加資料を確認すると、市長等の活動状況については非常に多忙であること、また本市の財政状況についても財政力指数、経

常収支比率等の指数も改善されてきており、本市の一般会計・特別会計が黒字で健全な財政運営がなされているということは広報たかまつを通じて市民にも周知されていることから、今回は減額措置を求める必要はないと考える。据置きとするか増額改定を求めるかについて審議会の中で議論し、判断していきたい。その際には、人事院勧告に準拠して職員の給料表の引上げ改定が行われたことを考慮すべきと考える。

会長) 市長、副市長の給料について、本年も昨年同様据置きを前提として少なくとも減額措置を求める必要はないということによいか。

委員) そのとおり。

委員) 市長、副市長の給料については、近年のデフレ基調、消費者物価のマイナス基調、地方自治体における緊縮財政や財政健全化の流れの中でその都度適宜適切な対応をし、平成15年度以降3段階にわたって条例規定額の減額改定がなされていることについては、一定の評価をしたい。また、財政健全化に対する努力も認められることから、その部分についても評価したい。その上で、昨今の世の中の経済の流れとして、アベノミクス効果からのインフレ基調であること、消費者物価についてもプラスに転じていること、民間の企業業績も上がっており株価も回復していること等の状況もあり、給与に関する潮目は変わってきているという認識である。市長、副市長の給料については一定の水準まで戻してもいいのではないかと考える。一方、議員報酬については、過去に減額改定を行っていないため、条例規定額の水準を変更する妥当性はないと考える。

会長) 発言の趣旨として、市長、副市長の給料について減額措置は求めず据置きでよいということか。あるいはもう一段進んで増額の方向で検討するということか。

委員) 市長、副市長の給料については、減額措置は求めず据置き、あるいは今まで3段階の減額改定を実施しているので1段階上げてもいいのではないかという気持ちもある。議員報酬については、今まで減額改定を行っていないため、据置きでよいと考える。議員報酬について据置きとしつつ自主減額を求めるかについては、市長、副市長とのバランスを考慮して検討していく必要がある。

委員) おおむね同意見である。景気が回復傾向にあるとはいえ増額改定は考えられず、また減額改定まで踏み込むことは難しいため、据置きが望ましい。ただ、過去に議員報酬や政務活動費の自主減額等を求めた際の議長コメントの内容については気にかかる。

委員) 市長、副市長については据置きでよいと考える。議員報酬については、前回の審議会の後自分なりに調べた結果、全国市議会議長会が行っている市議会議員の報酬に関する調査結果の中で、中核市のうち7割の市が平成12年以降何らかの議員報酬の減額方向での改定を行っていることがわかった。その中で本市について、平成9年4月以降額の改定がない状況についてはいかがかと考える。また、本審議会からの答申の中で平成20年度から6年連続して自主減額を求めているにも関わらず応じていないという事実にも鑑み、できれば減額改定、難しければ自主減額を求めたい。

また、12月議会において可決された「高松市議会基本条例」に関する市民との意見交換会の中でも、出席議員の中から議員報酬の金額の見直しに当たっては本審議会に委ねられているという趣旨の発言もあったことから、本審議会からの答申や意見に関しては真摯に対応していただきたい。

委員) 市長、副市長の給料、議員報酬全て据置きでよいと考える。

委員) 市長、副市長の給料については、一般職の職員の給料表も引上げ改定され、市の財政状況等も上向きになっていることを考慮すれば本来なら増額改定という気持ちだが、今後も今の状況が継続

する明確な見通しはないため、据置きが妥当ではないかと考える。一方議員報酬については、減額を求める理由が特に見当たらず、今回は据置きでよいのではないかというのが私の見解である。

会長) 趣旨としては、市長、副市長の給料については増額改定も検討したが、今後の財政状況の見通し等を踏まえて今回は据置きが妥当ではないかということか。

委員) そのとおり。今後財政状況等の経過を見ながら、増額も検討していけばいいのではないか。

会長) 市長、副市長の給料については据置きということで意見集約する。

議員報酬については、増額改定という意見はなく、減額改定若しくは据置きで自主減額を求めるという意見が出た。また、過去の市議会の対応に対する苦言や平成9年4月以降議員報酬が据え置かれていることに対していかがかという発言も出たが、審議会としてどのような結論を導き出せばよいか、意見をお願いしたい。

委員) 市長、副市長、職員が自主減額を実施した際に、議員が少しでも自主減額を行ってれば市民感情として納得したかもしれない。

会長) 減額改定については、過去に答申したこともなく、また現在の財政状況を考えれば難しいと考える。据置きで自主減額を求めるということについては、検討の視野に入ってくるのではないか。ただ、その場合、これまでの審議会の減額措置要請に対する議会の対応等を事情として考慮するのは、いかがかと考える。

委員) 市長、副市長が据置き、議員報酬についても据置きというのはバランスが悪い気がする。

前年度の答申に対して、議長が出したコメントの真意については私も他の委員同様理解しかねるところがある。

会長) 議員の中の意識として、議員報酬について生活給として見ている側面がある。議員報酬を減額すると、ますます議員を希望する人が減るということに対する懸念があるのではないか。

委員) 本審議会の答申に対して応じないのであれば、もう少し納得できる理由を提示していただきたい。

委員) 私自身大学で教鞭をとっているが、大学から研究費をいただく以上それに対するリターンとして当然研究成果を出し、公表することが求められている。これを議員に置き換えた場合、議員報酬分の活動状況や成果を市民にわかりやすい形で示す必要があると考える。現在の本市のホームページについては、他市と比較した場合、市民への公表が足りないと感じる。

視察等で他市を訪問しても、視察報告書をホームページ等で確認することはできず、何を学んできたのかわからないという現状はいかかなものか。市民からの負託を受けて議員として活動している以上活動状況や成果については、市民の目に触れる形にすべきと考える。

会長) 議員報酬については、市の財政状況や市長、副市長、職員の給料の動向等を踏まえながら、ここ数年減額措置を求めてきた。今回の答申を行うに当たっては、現在市の財政状況が上向き傾向にあること、一般職の給料についても若干上げられたこと、そして何より市長等の減額措置が12月末で終了し、平成27年1月からは条例規定額に戻ることを考慮する必要がある。その場合、議員報酬だけ減額措置を求めるというのは、なかなか説明がつきにくい。

議員報酬についての私の考え方を述べさせていただくと、議員報酬は聖域ではなく、また選挙でチェックするようなものでもない。市民の声を代弁する本審議会のような機関でその適正等について検討する仕組みでもあるので、本審議会からの意見については拘束力はないにせよ市民からの貴

重なる意見だという認識の下、真摯に受け止めていただきたい。議員の役割が非常に重要であることは当然我々も理解しているので、今後ますます充実した活動をお願いしたい。そのような思いを本審議会の共通意識として、議員報酬については、据置き、減額措置を講じることを求めないということで意見集約する。

#### ○政務活動費の額について

委員) 政務活動費については、議員によって活動内容が異なるため、執行額も全額執行する議員もいれば、半額しか執行しない議員もいるという状況がある。このため一律に額を減らすことは難しく、増額を検討しないのであれば今回は据置きでよいのではないか。

委員) 据置きでよいと考えるが、より有効に使用していただくことを強く望む。

委員) 政務活動費の額については、据置きが適当と考える。ただ、議員別収支状況のホームページでの公表方法について、使途に関する公表もなく個人的には足りないと感じている。他市では、領収書までホームページで公開している事例も見受けられるが、第三者を巻き込む可能性もあり、そこまでの公表は必要ないと考える。少なくとも調査研究費としていくらかで、何パーセント使ったか示す等、政務活動費の内訳は示すべきではないか。

12月議会で可決した「高松市議会基本条例」の第12条にも「議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を果たすものとする。」という文言が含まれており、是非きちんと説明責任を果たしていただきたい。

会長) 政務活動費については、据置きということで意見集約する。その上で趣旨に沿うように使用すること、議員活動の説明責任を果たす意味においてもその内容について市民にきちんと公表し、透明性を確保すること、この2点を審議会の意見として答申に盛り込むこととする。